はままつくらしの情報



いいeライフ

2026年11月号
編集・発行
浜松市くらしのセンター
〒432-8032
浜松市中央区海老塚町５１－１

【電話相談】
市民相談　457-2025
交通事故相談　457-2233
消費生活相談　457-2205

光回線サービスの電話勧誘、契約時のトラブルにご注意を！

①現在契約している事業者を名乗って電話が・・・



②負担が無いならと申込み・・



利用している光回線を新しくすれば、通常数千円かかるが今回は無料！！

③数日後、申込書が届く！

送付元は、契約している事業者ではなく別会社！

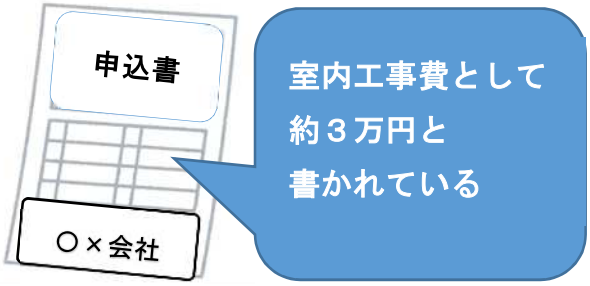

④翌日

工事業者から「工事日が明後日に決まった」と連絡が・・・



契約業者と違う！
どうしよう？

【トラブルに合わないためのチェックポイント】

★ 勧誘された際は、必ず事業者名・連絡先を確認しましょう。
★ 契約の サービス名・料金・契約期間や中途解約時の違約金等の有無を確認しましょう。
★光回線サービスの電話勧誘では事業者は原則、契約前に書面を交付し料金や提供の条件を説明する義務があります。事業者に書面の提出を求め、改めて電話で書面の説明を受けた上で必要な契約か判断しましょう。
★必要が無い時、説明を聞いてもわからない場合は、きっぱり断りましょう！！

【引用・参考】独立行政法人　国民生活センター　見守り新鮮情報 2026 年 4 月 9 日公表

※困ったとき、不安に思ったとき、トラブルにあったときは、
浜松市くらしのセンター等に相談しましょう。
専門的知識を持った相談員がお話を伺い、助言等を行います。
（浜松市くらしのセンター：457-2205　消費者ホットライン　188）



エシカルコラム　Vol.117

フェアトレード　コットン・はちみつ

フェアトレードとは、発展途上国で作られた作物や製品を「適正な価格」で「継続的に取引」することによって、児童労働を減らし、貧困を少なくする等の生活改善と自立を目指す貿易の仕組みです。

フェアトレード認定を受けている商品は、食品から衣類まで幅広く存在しています。

今回は、第６弾　【コットン】



・主な生産地・・中国、インド、アメリカ、パキスタン、ブラジル。

・生産性を向上するための農薬・化学肥料の使用

⇒労働者の健康被害や環境汚染が問題。

・フェアトレード　コットンの購入のメリット

①化学肥料や農薬、また水資源の使用を最小限に抑えている栽培のため、地球環境に優しい。

②赤ちゃんや子ども、敏感肌な大人にも優しい。

③生産者や労働者の安定した暮らしにつながる。

続いて、第７弾　【はちみつ】





・主な生産地・・東アフリカ、東南アジア、ラテンアメリカ。

日本で流通するはちみつの 96%は外国産。

・気候変動の影響⇒ミツバチの個体数とはちみつの収穫量を減少させる。

・フェアトレード　はちみつの購入のメリット

①自然の力だけで作られた　はちみつは豊かな味わいで健康にも良い。

②生産者に適正な報酬を与え、持続可能な農業支援につながる。

③ミツバチの生息地保護に役立つ。

国際フェアトレード認証マーク

一人一人の小さなアクション、

フェアトレード商品の購入で、

世界の未来をよりよく変えていこう！

主要生活物資価格調査結果は、総務省統計局が実施している「小売物価統計調査」をご覧ください。（https://www.stat.go.jp/data/kouri/doukou/index.html）



消費者庁イラスト集より

令和8年度上半期　浜松市くらしのセンター消費生活相談の概要

浜松市くらしのセンターで令和８年度上半期（４月～９月）に受け付けた相談件数は2,１２２件でした。前年度同時期（2,１１３件）よりも9件（＋0.4％）増加しました。前年同様相談件数が多くなっています。

「分電盤の点検に伺います」と電話があり、点検してもらうと「漏電したら大変なことになる」と言われ、分電盤交換工事の契約をしたが解約したい、という相談が非常に多く寄せられています。特に高齢者からの相談が多くなっています。被害を防ぐためには、家族や周囲の人の見守りが大切になります。

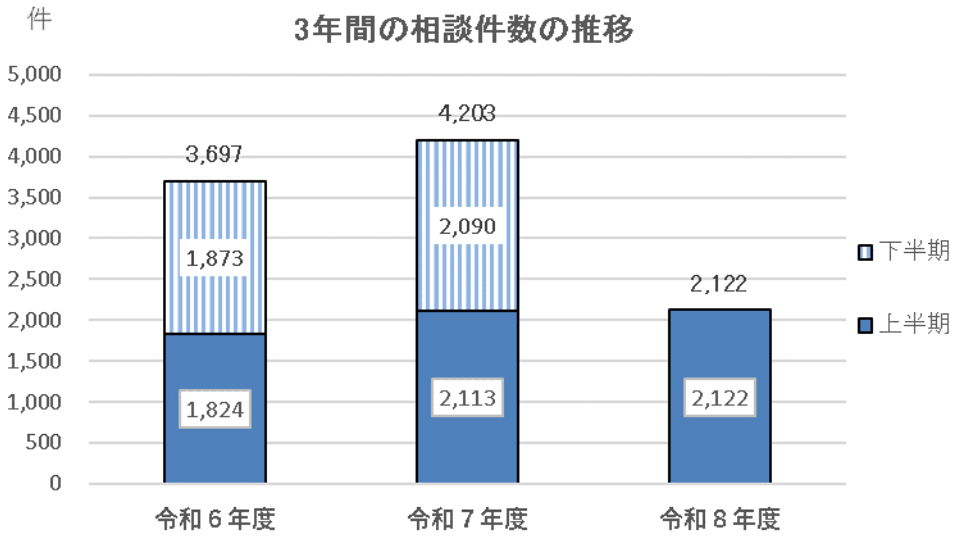

≪販売形態別相談件数≫

販売形態として、通信販売（インターネット、テレビなどの利用によるもの）が８１９件で割合が最も高く、全体の３分の１程度（３８.６%）を占めます。次いで、店舗購入（車、携帯電話サービス、美容エステなど）が３２６件、電話勧誘販売（分電盤の点検、副業など）が１６５件、訪問販売（分電盤の交換工事、屋根修理など）が１５９件となっています。 不明・無関係は６３５件で、身に覚えのない請求や不審な電話、メールが含まれています。

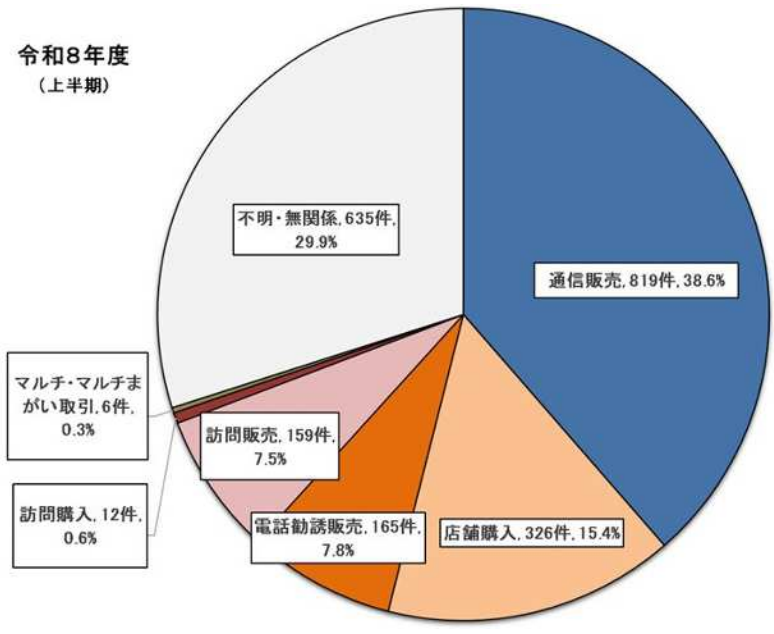

※　%表示は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が、100.0%にならない場合があります。

＊通信販売　カタログ・テレビ・インターネットなどで商品などを契約した場合（819 件）

＊店舗購入　店舗で契約した場合（326 件）

＊電話勧誘販売　販売業者が電話をかけて勧誘し、郵便などで契約を結んだ場合（165 件）

＊訪問販売　販売員が訪ねてきて商品などを契約した場合（159 件）

＊訪問購入　店舗以外の場所で物品を買い取ってもらう契約をした場合（12 件）

＊マルチ・マルチまがい取引　販売組織に加入した人が次々に友人や知人を勧誘し、会員を増やし商品などを販売する商法（6 件）

＊不明・無関係　上記に当てはまらない場合（635 件）

≪商品等分類別相談件数≫

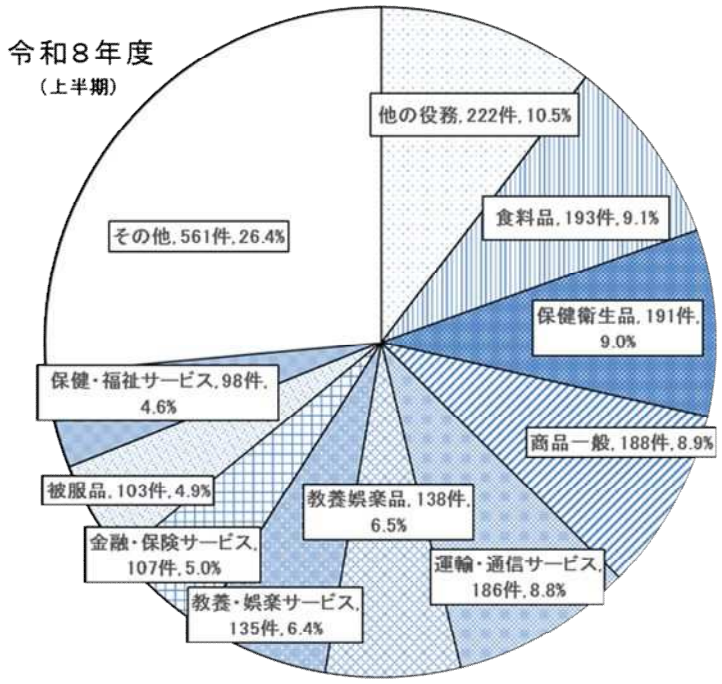

商品等分類別では、他の役務（分電盤やガス給湯器等の点検商法、有料質問サイトの解約など）が２２２件と最も多く、昨年度より急増しています。

次に食料品（サプリメント・ダイエット飲料等の定期購入など）が１９３件、保健衛生品（化粧品等の定期購入など）が１９１件とどちらも定期購入の解約の相談が多く寄せられています。

商品一般（不審な電話・請求、身に覚えのない商品など）が１８８件、運輸・通信サービス（固定電話・光回線など）が１８６件と昨年同様に寄せられています。

※　%表示は、小数点以下第２位を四捨五入しているため、内訳の合計が、100.0%にならない場合があります。

≪契約者年代別相談件数≫

契約当事者の年代は、依然として70歳以上の割合が最も多く、全体（その他・不明を除く）の約３分の１程度を占めています。次いで６０歳代が多くなっています。４０歳代以上では、定期購入が条件であることを認識せずに化粧品やサプリを購入し、解約ができない等の相談が変わらず多く寄せられています。２０・３０歳代ではWebサイトでのトラブルの相談が目立ちます。２０歳未満では前年同様ゲーム課金の相談が多く寄せられています。

令和８年度　年代別にみた商品等分類別相談件数上位3位

表の()内は各年代別に多い具体的な相談内容です。　　令和8年9月30日

年　代	１　位	２　位	３　位
20歳未満 （38件）	教養・娯楽サービス （オンラインゲーム等） 11件	教養娯楽品 （トレーディングカード等） 5件	保健衛生品 （化粧品、サプリ等） 4件
20歳代 （158件）	教養・娯楽サービス （ホテル予約サイト等） 26件	保健・福祉サービス （脱毛エステ、オンライン診療等） 23件	被服品 （洋服、スニーカー等） 16件
30歳代 （150件）	教養・娯楽サービス （出会い系サイト、アカウント売買等）21件	※同率2位　教養娯楽品 （時計、パソコン関連機器等） 15件	保健・福祉サービス （脱毛エステ、歯科矯正等） 15件
40歳代 （214件）	他の役務 （副業サポート、フリマアプリ等） 25件	車両・乗り物 （中古車等） 19件	食料品 （ダイエット飲料、サプリ等） 17件
50歳代 （289件）	食料品 （サプリ、ダイエット飲料等） 31件	運輸・通信サービス （光回線、携帯電話サービス等） 29件	保健衛生品 （化粧品、ヘアカラー用品等） 27件
60歳代 （346件）	保健衛生品 （化粧品、ヘアカラー用品等） 47件	※同率2位　他の役務 （分電盤の点検等） 37件	商品一般 （不審な電話、身に覚えのない請求等）37件
70歳以上 （571件）	保健衛生品 （化粧品、補聴器等） 77件	他の役務 （分電盤の点検等） 70件	食料品 （サプリ、ダイエット飲料等） 67件
その他・不明 （356件）	商品一般 （身に覚えのない請求、不審な電話等）　55件	他の役務 （求人広告等） 38件	運輸・通信サービス （光回線、携帯電話サービス等） 35件